

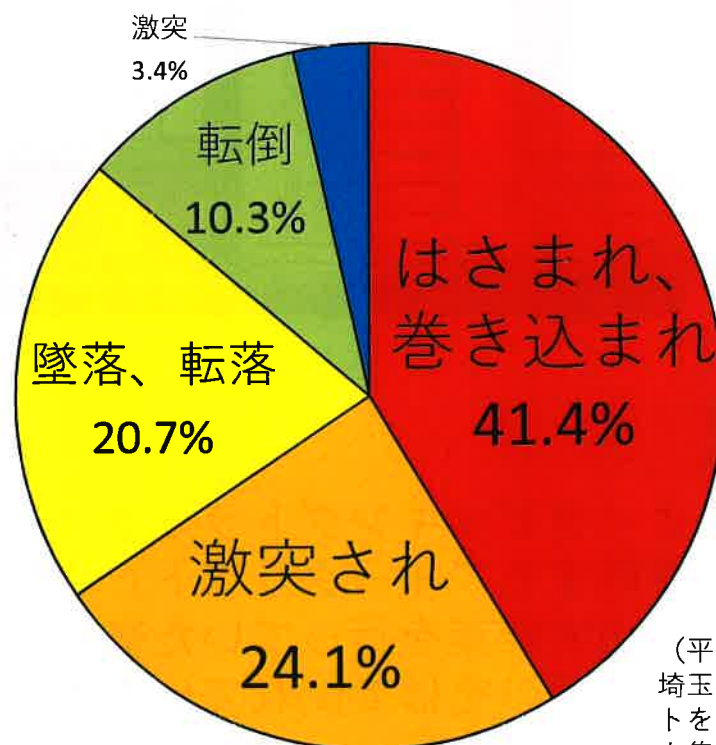
フォークリフトによる労働災害を 防止しましょう（墜落災害の防止編）

フォークリフトは、重量物等の運搬作業を効率的に行うことができる機械であり、様々な業種の事業場で使用されています。

しかし、誤った方法で使用した場合等には重篤な労働災害の原因となることがあります。

埼玉県内では、令和2年までの20年間に、フォークリフトを起因物とする死亡災害が29件（速報値）発生しています。

フォークリフトを起因物とする死亡災害の事故の型別の割合



（平成13年から令和2年の間に埼玉県内で発生したフォークリフトを起因物とする死亡災害29件を集計）

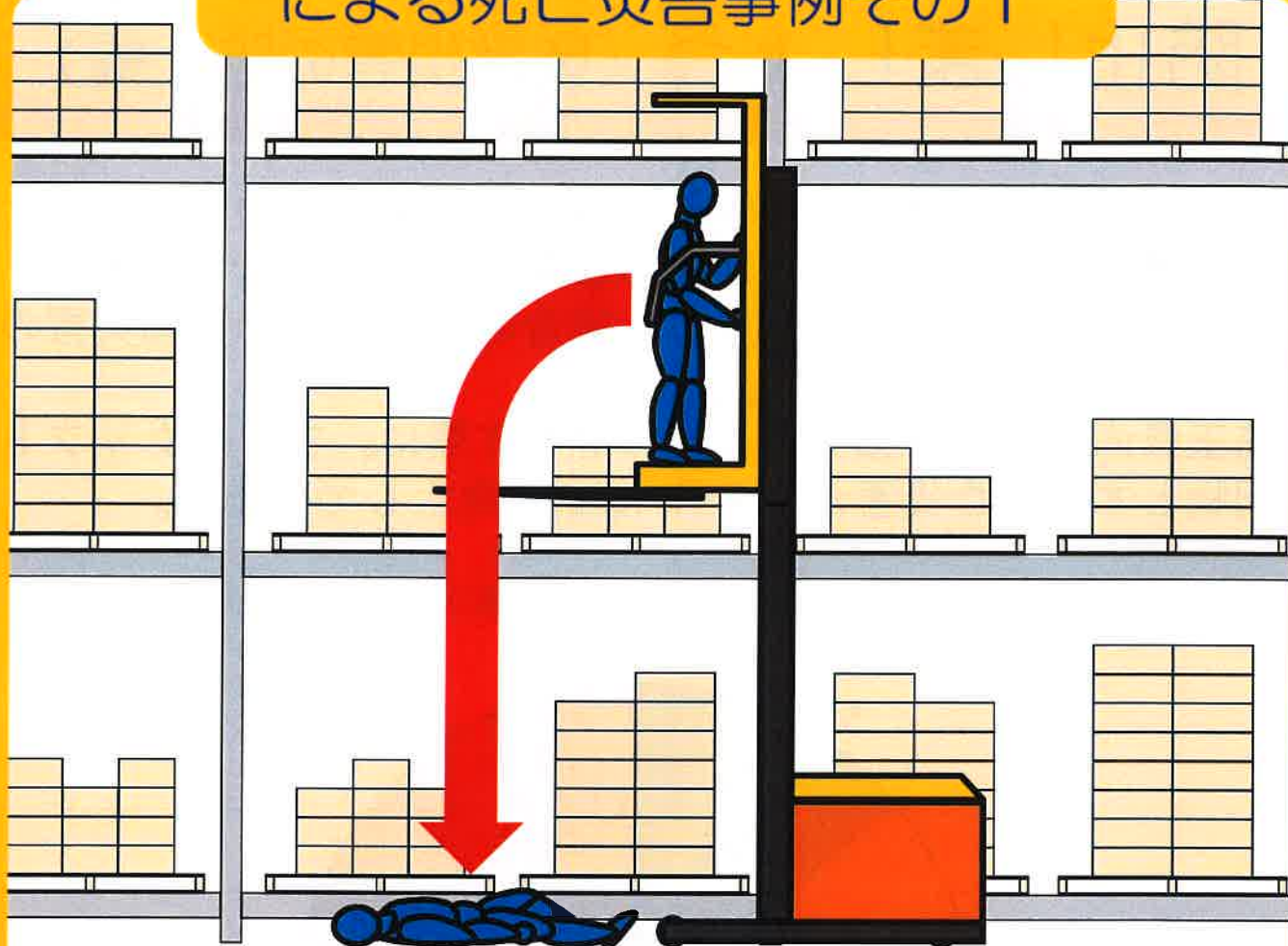
川越労働基準監督署の管内では、令和2年にフォークリフトが関係する墜落災害で、お一人の方が亡くなっています。

同種の労働災害が発生することを防止するため、次のページ以降に記載した災害事例等をご覧いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、災害事例は、実際の発生状況と一部異なる部分があります。



フォークリフトからの墜落 による死亡災害事例その1



発生状況

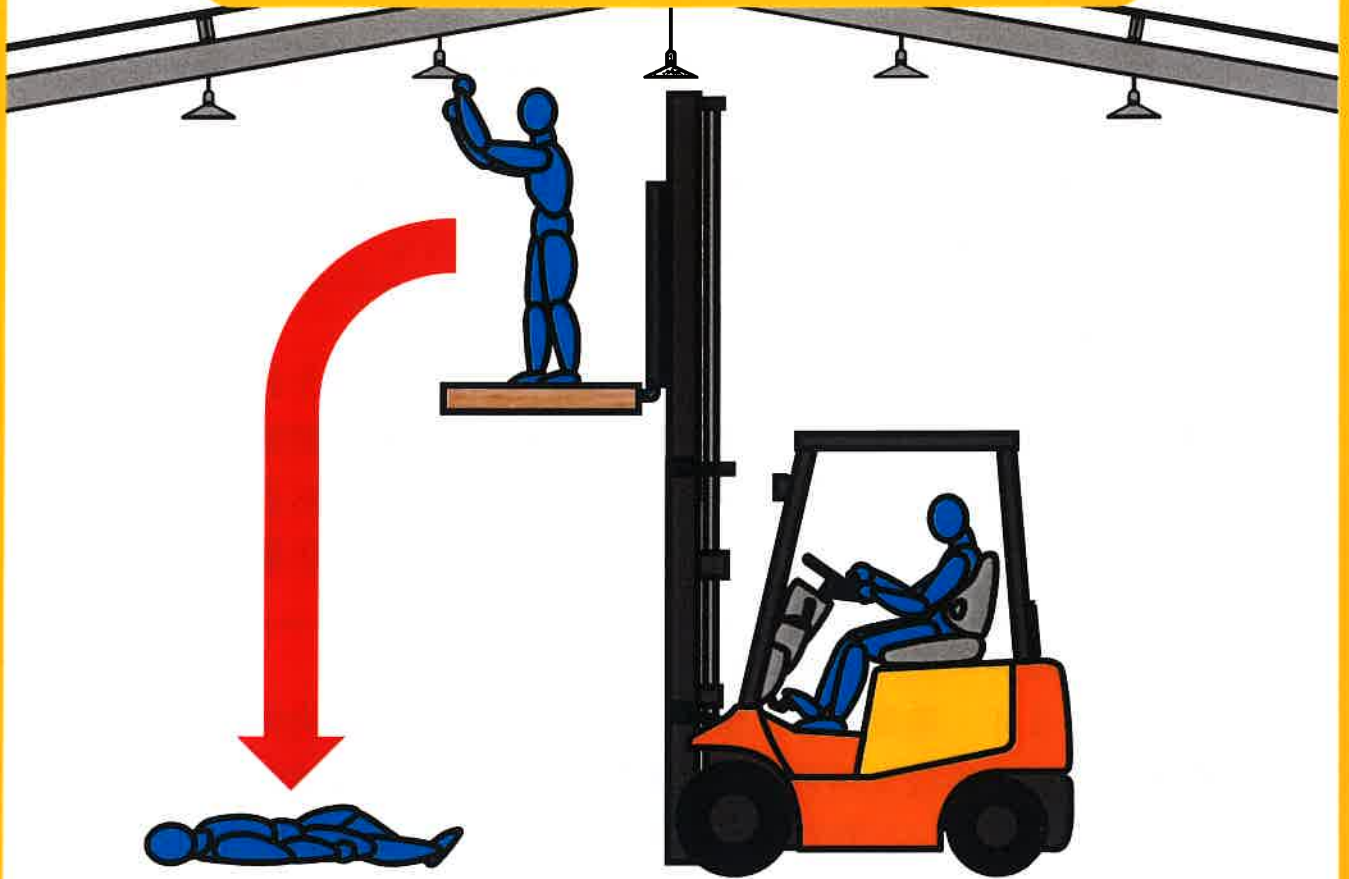
倉庫内で、オーダピッキングトラック（フォーク等が運転台と共に昇降するフォークリフト）を使用して、棚から荷物を取り出す作業を行っていた被災者が、オーダピッキングトラックのそばで倒れているところを発見された。

墜落制止用器具（安全带）等は使用されていなかった。

防止対策

オーダピッキングトラックの運転者に墜落制止用器具等を使用させること。

フォークリフトからの墜落 による死亡災害事例その2



発生状況

フォークリフトを使用し、作業者が乗ったパレットを上昇させ、工場の天井に取り付けられた照明設備の電球を交換する作業中、作業者がパレットから墜落した。

パレットに手すりを設ける等の墜落防止措置は講じられていなかった。

防止対策

高所作業車等を使用して作業を行うこと。

やむを得ず、フォークリフトを使用して作業を行う場合は、次のページの「主たる用途以外の使用の制限」の解釈例規の「危険を及ぼすおそれのないとき」の措置を講じること。

特に関係のある労働安全衛生規則の規定等

(搭乗の制限)

第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く。)を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

【解釈例規】

ただし書の「危険を防止するための措置」とは、ストラドルキャリア等の高所や走行中の車両系荷役運搬機械等から労働者が墜落することを防止するための覆い、囲い等を設けることをいうものであること。

(昭53.2.10基発第78号)

(主たる用途以外の使用の制限)

第151条の14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

【解釈例規】

- 1 本条は、墜落のみでなく、はさまれ、まき込まれ等の危険も併せて防止する趣旨であること。
- 2 ただし書の「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくはわく等を設け、かつ、パレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

(昭53.2.10基発第78号)

荷役作業時は、必ずヘルメットの着用を！

死亡災害の事例には、保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかったものがあると考えられます。

荷役作業時は、必ず保護帽(ヘルメット)を着用するよう、教育等の実施をお願いいたします。

